草間　剛	くさま剛を育てる会	神奈川県川崎市宮前区東有馬三―一九―三	八、五、一
玄葉光一郎	21世紀政文会	神奈川県川崎市宮前区土橋二―一―二八	八、七、三一
山下史守朗	山下史守朗後援会創山会	東京都練馬区南大泉三―一九―四四	八、二、一二
		東京都千代田区永田町二―二―一	八、七、三一

○総務省告示第四百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年十一月十二日

総務大臣　藤井比早之

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
(一) 法第十九条第三項第一号による届出		
泉田　裕彦	泉田裕彦政治経済防災研究会	(令和)六、一二、三一
太田　勝規	太田かつなり後援会	五、八、一七
齋藤　天	山川草木の会	七、一二、三一
(二) 法第十九条第三項第二号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大津　綾香	おおつあやか後援会	(令和)八、四、二
大野　泰正	泰士会	七、七、三一
川上　義博	ビジョン21	八、五、三一
佐々木喜一	志喜の会	七、七、二一
椎木　保	しいき会	七、四、二八

○海上保安庁告示第四十三号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十二日

海上保安庁長官　宮澤　康一

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視船 番号　船名 （略） PM98　ほろべつ （略）	別表 （略） 巡視船 番号　船名 （略） PS07　あしたか （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL53　きびかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL53　きびかぜ CL58　てるかぜ （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL67　くにかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL67　くにかぜ CL68　たちかぜ （略）

附　則

この告示は、令和八年十一月十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　令和八年十一月二十七日

二　第三条の規定　令和八年十一月二十八日

○近畿地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十二日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鯖江市水落町四七字三反田三〇番一地先から同市水落町四四字松橋六〇番まで	前	二八・九二～七五・九五メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	二八・九二～七八・六五メートル	〇・〇三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所